

N 協 第 4009 号  
平成27年 3 月11日

鎌倉市二階堂 8 5 1 番地  
特定非営利活動法人 キャットネットかまくら  
代表理事 村田 圭四郎 様

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



認定特定非営利活動法人として認定した旨の通知書

貴法人から平成26年 3 月28日付けでされた認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請について、貴法人を下記の期間を有効期間として認定することとしたので通知します。

記

自平成27年 3 月11日

認定の有効期間

至平成32年 3 月10日

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県知事に対して異議申立をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の異議申立を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 上記2にかかわらず、上記1の異議申立をした場合においては、当該異議申立に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先

県民局くらし県民部NPO協働推進課

横浜駐在事務所 桑嶋

電話 045-312-1121 内線2865